

東京都公報

発行

東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………（産業労働局農林水産部森林課）…二
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…三

告示

●東京都告示第千百三十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十一月七日

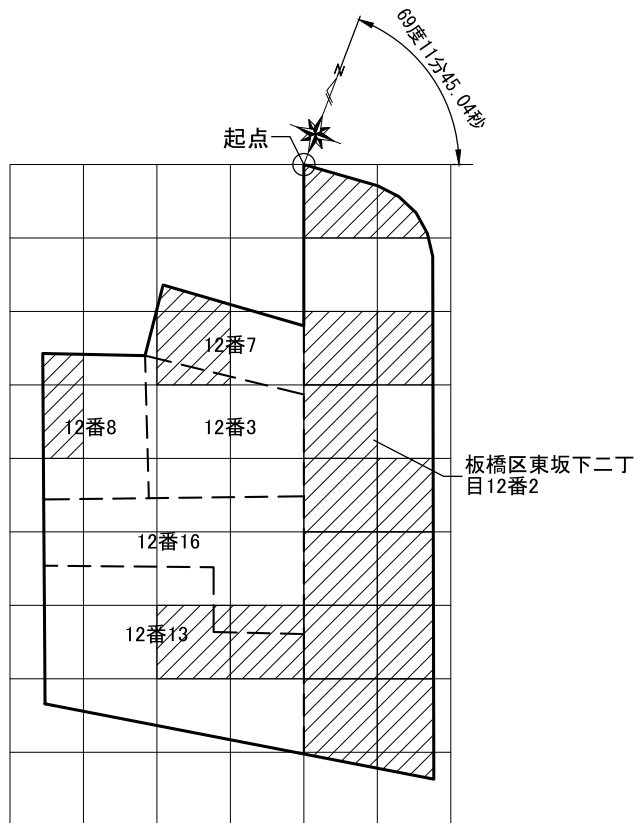
東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区東坂下二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 筆境界
- 敷地境界
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、座標（X=-23968.532、Y=-13044.478）とする。
※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、
世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 69度11分45.04秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた
線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されて
いる格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条
の三において準用する同法第二十九条の規定により、次の
ように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林
水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三にお
いて準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和六年十一月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西多摩郡奥多摩町棚澤字高指六〇九番（次の図に示す
部分に限る。）、字梅渡六一三番（次の図に示す部分に
限る。）、青梅市柚木町二丁目九六三番一（次の図に示
す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部、奥多摩町役
場及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第千三百三十八号

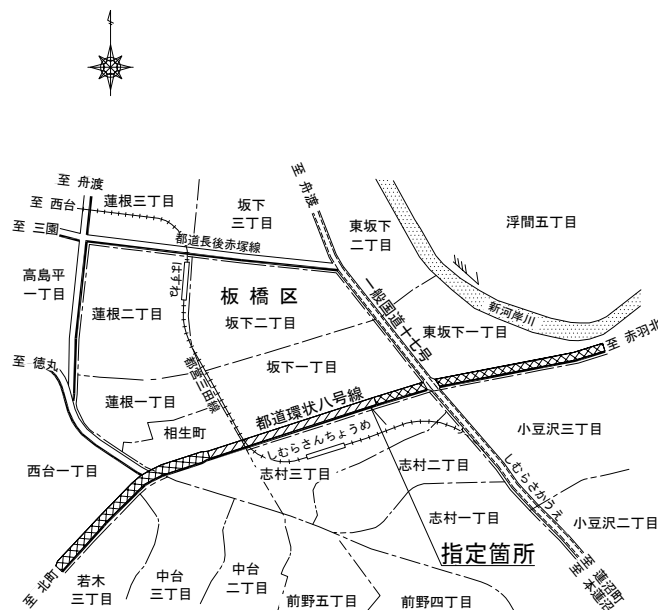
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道環状八号線

板橋区相生町～志村三丁目

一般国道
都道
特別区道
指定区間
延長 七三七・六五メートル
(電線共同溝予定名称 環状八号・十三号)
既指定区間



備すべき道路を次のように指定する。

令和六年十一月七日

東京都知事 小池

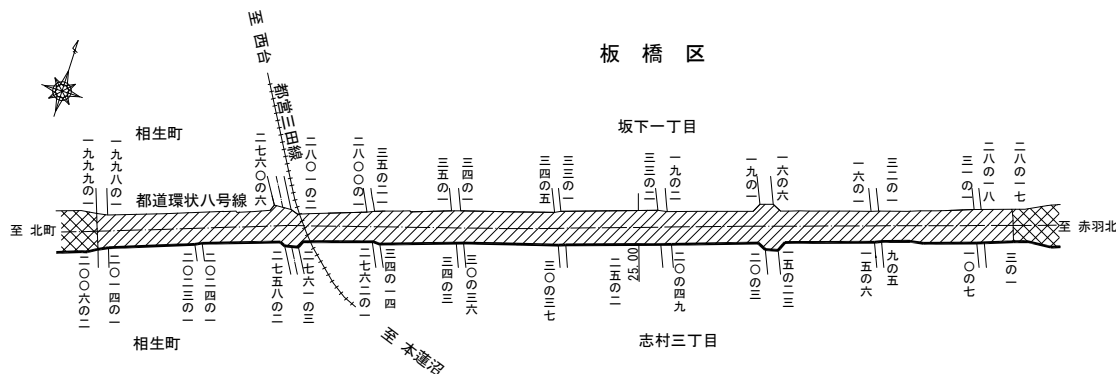
百合子

一 路線名

都道環状八号線

二 指定する区間
三 指定の概要

板橋区相生町千九百九十九番一地先から同区志村三丁目三番一地先まで
別図表示のとおり



発行
東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号
101-0051